

| 令和7年 第10回 時津町教育委員会の会議         |                  |                       |         |       |
|-------------------------------|------------------|-----------------------|---------|-------|
| 招集年月日                         | 令和7年11月19日(水)    |                       |         |       |
| 招集の場所                         | 時津町役場 本庁舎5階第3会議室 |                       |         |       |
| 開・閉議日<br>時及び宣言                | 開 議              | 令和7年11月19日(水) 午後1時30分 |         |       |
|                               | 閉 議              | 令和7年11月19日(水) 午後1時55分 |         |       |
| 出欠委員の氏名<br><br>出席 4名<br>欠席 1名 | 職 名              | 氏 名                   | 出 席     | 欠 席   |
|                               | 教育長職務代理者         | 宮原 克也                 |         | ○     |
|                               | 委 員              | 天田 明香                 | ○       |       |
|                               | 委 員              | 峯 隆三                  | ○       |       |
|                               | 委 員              | 渡海 富美                 | ○       |       |
|                               | 教育長              | 相川 節子                 | ○       |       |
| 事務局出席者                        | 教育次長             | 岡 由紀子                 | 社会教育課長  | 大工園徳隆 |
|                               | 教育総務課長           | 廣瀬 淳哉                 | 教育総務課主事 | 北原 泰道 |
|                               | 学校教育相談員          | 川久保真由美                |         |       |
|                               |                  |                       |         |       |
| 備<br>考                        |                  |                       |         |       |

# 会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（令和7年第9回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第11号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会決裁規定の一部を改正する訓令）

議案第40号 時津町立学校医療的ケア看護師の設置等に関する要綱

議案第41号 時津町自治公民館活動費補助金交付規程を廃止する告示

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和7年第10回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

### 日程第1 会議録の承認について（令和7年第9回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和7年第9回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和7年第9回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、会議録の承認について（令和7年第9回）を承認することに決しました。

### 日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和7年9月25日から令和7年11月19日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

### 日程第3 報告第11号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学 について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第11号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

#### 【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

#### 日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令)

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第39号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令)の件を議題とします。

議案39号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第39号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令)説明いたします。

時津町教育委員会における休暇等の決裁区分が、次長決裁となっているものを、一部を除き課長決裁にするにあたり、必要な事項を定めるものでありますが、教育委員会を招集する暇がなく、専決処分としましたので、教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものです。

資料をご覧ください。

令和8年1月から処務管理システムを導入することにより次長は、所管する各課の休暇等情報を一元に管理・把握することができるようになります。そのため、現在、休暇等の決裁

区分が次長決裁となっているものを、一部を除き課長決裁に改正するものです。なお、一部の休暇等については、休暇の内容を鑑み、教育長決裁に改正するものです。

この訓令は、令和7年10月1日から施行しております。年内は、システムと紙での管理になりますが、令和8年1月からは、システムだけの管理となります。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第39号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令)の件は、原案のとおり可決されました。

**日程第4 議案第40号 時津町立学校医療的ケア看護師の設置等に関する  
要綱**

○ 相川教育長

続きまして、議案第40号、時津町立学校医療的ケア看護師の設置等に関する要綱の件を議題とします。

議案第40号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第40号、時津町立学校医療的ケア看護師の設置等に関する要綱についてご説明いたします。

学校内における医療的ケアが必要な児童及び生徒に対し、支援や介助を行うため、時津町立小中学校に医療的ケア看護師を設置します。そのため、時津町立学校医療的ケア看護師の設置等に関する要綱を議案として教育委員会に提出するものです。来年4月から医療的ケアが必要な児童が時津町立小学校に入学しますので、学校での支援や介助を行うため医療的ケア看護師を任用します。職務としましては、(1)医療的ケアの実施、(2)医療的ケア児の見守り、(3)時津町立学校における看護及び学習支援、(4)その他教育総務課長及び校長が指示する事項を行います。勤務時間等につきましては、週当たりの勤務時間を27時間30分とし、月曜から金曜までの5日間において勤務時間を割振り、週休日は土曜日及び日曜日とするこ

ととしております。令和8年4月1日からの適用となります。以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 峯教育委員

対応できる方が、見つかっているのですか。

○ 廣瀬教育総務課長

年明けにハローワークに募集をかけ、2月頃に採用のための面接を予定しています。

○ 峯教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

○ 渡海教育委員

今、医療的ケアが必要な児童生徒はいませんか。

○ 廣瀬教育総務課長

畜便袋をつけた児童が1名在籍しています。畜便袋の取替は医療的ケアの対象になりますが、訪問看護サービスで対応しています。

○ 渡海教育委員

わかりました。

○ 天田教育委員

4月からは、時津町立学校の病弱学級に在籍となりますか。

○ 廣瀬教育総務課長

はい。

○ 天田教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第40号、時津町立学校医療的ケア看護師の設置等に関する要綱の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第41号 時津町自治公民館活動費補助金交付規程を廃止する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第41号、時津町自治公民館活動費補助金交付規程を廃止する告示を議題とします。

議案第41号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第41号、時津町自治公民館活動費補助金交付規程を廃止する告示についてご説明いたします。

自治公民館に対し時津町自治公民館活動費補助金を交付し、地域社会における自治活動の促進を図ることを目的に、新たに時津町自治公民館活動費補助金交付要綱を定めるため、時津町自治公民館活動費補助金交付規程を廃止するものです。

以上で、議案の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第41号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第41号、時津町自治公民館活動費補助金交付規程を廃止する告示の件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和7年第10回時津町教育委員会会議を閉会します。